

# 国保だより

平成24年9月1日号  
八代市役所 国保ねんきん課 TEL 33-4113

保存版

## 高額介護合算療養費

同一の医療保険に加入している世帯で、医療費と介護費の両方の負担があり、「高額療養費」や「高額介護サービス費」を受けてもなお残る自己負担を軽減するために、平成20年4月から設けられた制度です。

★計算期間・・・毎年8月1日～翌年7月31日の1年間

★申請・・・計算期間内に医療と介護の両方に自己負担があり、その合計額が、算定基準額に500円を加えた額を上回る場合、計算期間の末日(7月31日)に加入している医療保険者に対して世帯主が申請をする。

★計算の対象となる自己負担額・・・高額療養費の算定と同じ。

(70歳未満の場合は、個人ごとに、1カ月の領収書の自己負担額が、同じ医療機関、入院・外来ごとに21千円を超える分が対象。保険適用外の分は対象外。)

国保+介護			
70歳から74歳のみ		70歳未満を含む	
区分	算定基準額	区分	算定基準額
高齢受給者証の負担割合が3割となっている場合①	67万円	国保課税所得が600万円を超える場合③	126万円
一般 (①②以外)	56万円	一般 (③④以外)	67万円
世帯主と国保加入者全員が住民税非課税の場合②	低Ⅱ※ 31万円	世帯主と国保加入者全員が住民税非課税の場合④	34万円
	低Ⅰ※ 19万円		

※区分 低Ⅱ：世帯主と国保加入者全員が住民税非課税

低Ⅰ：世帯主と国保加入者全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる。

★支給の見込みがある世帯には、今年度は12月下旬頃(予定)に通知をします。

ただし、計算期間の途中で、①八代市国保以外の医療保険に加入していた期間がある場合、②他市町村から転入してきた場合等は、通知が届かないことがあります。

また、上記①又は②に該当する世帯が、申請をされる場合は、その計算期間内に加入していた医療保険者から発行された、自己負担額証明書を添付して申請をしてください。

★請求の時効・・・計算期間の末日(7月31日)の翌日から2年以内に申請してください。

◆申請に必要なもの・・・保険証、印かん、世帯主名義の通帳、自己負担額証明書(必要に応じて)

## 出産育児一時金

八代市国民健康保険に加入されている方(加入期間等の条件あり)が出産された場合、世帯主に支給されます。医療機関が直接、世帯主に代わり八代市に出産育児一時金を請求する直接払い制度もあります。

一時金の額には、経過的な措置がありますので、手続き等の詳細については、お問合せください。

◆申請に必要なもの・・・保険証、印鑑、世帯主名義の通帳、出産にかかった実費及び、直接支払制度を利用しているかいないかが確認できる証明書

## 葬祭費

八代市国民健康保険の被保険者(加入期間等の条件あり)が死亡したとき、葬儀を行った人(喪主)に30,000円が支給されます。 ◆申請に必要なもの・・・喪主の印かん、喪主名義の預金通帳

## はり・きゅう等施術の助成

はり・きゅう等施設利用券の交付をしています。八代市が指定した施術所に本券を持参すると1,000円引きで施術を受けることができます(年間15回まで)。八代市国民健康保険に3カ月以上加入していて、国保税等の未納がない方が対象です。 ◆申請に必要なもの・・・保険証

## 交通事故等で治療を受ける場合

国保を使って診療を受ける場合は、事前に届出が必要です。

国保へ届け出る前に加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまうと、国保が使えなくなる場合もありますので、示談をする前に必ず「国保担当の窓口」へご相談ください。

【国保だより平成24年7月1日号裏面掲載記事の訂正】

「ジェネリック医薬品差額通知事業」の概要の、「調剤薬局から」は、「調剤薬局等(院内処方を含む)から」の誤りでした。お詫びして訂正します。

# 柔道整復師(整骨院・接骨院)の正しいかかり方

柔道整復師(整骨院・接骨院)とは、骨折、脱臼、ねんざ、打撲や肉ばなれなどの痛みに対して施術を行う専門家であり、手術や薬の処方、レントゲン検査などは行いません。

柔道整復師による施術は、健康保険の対象となる場合と対象外の場合があります。施術を受ける前にきちんと確認して、正しく施術を受ける事が大切です。

## 保険証が使える場合

●外傷性の打撲・ねんざ等

(肉ばなれを含む)

【例】・転んで打撲

・スポーツでのねんざ

●骨折・脱臼の応急処置

(2回目以降は医師の同意が必要)



## 保険証が使えない場合(全額自己負担)

●日常生活からくる疲れや単なる肩こり・腰痛等

●スポーツや仕事・家事などによる筋肉疲労

●打撲やねんざが治った後のマッサージ等

●脳疾患後遺症などの慢性的症状

●症状の改善が見られない長期にわたる施術

●病気(神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニア等)によるこりや痛み

●仕事や通勤途上に起きた負傷

(労災保険からの給付になる)



## 【施術を受けるときの注意】

### 1 負傷原因を正確に伝えましょう。

健康保険は治療を目的としたものであり、上記のように健康保険等の対象にならない場合もありますので、負傷の原因は正確にきちんと伝えましょう。

### 2 病院での治療と重複はできません。

同一の負傷について、同時期に整形外科の治療と柔道整復師の施術を重複して受けた場合は、原則として柔道整復師の施術料は全額自己負担となります。

### 3 施術が長期にわたる場合は、医師の診断を受けましょう。

施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けてください。

### 4 療養費支給申請書は必ず自分で自署(サイン)をしましょう。

療養費支給申請書は、施術を受けた方が柔道整復師に療養費の請求を委任するものです。負傷原因、負傷名、日数、金額をよく確認し、必ず自分で自署(サイン)してください。

白紙の用紙にサインするのは間違った請求につながりますので、ご注意ください。

### 5 領収書は必ずもらいましょう。

領収書を必ずもらい、医療費通知で金額や日数の確認をしましょう。また、医療費控除を受ける際に必要になりますので、大切に保管しましょう。

# 脳ドックの募集(後期)のお知らせ

八代市国民健康保険加入者が募集対象となります。

応募できる人

下記の①～⑤の条件をすべて満たす人が対象となります

- ①平成24年9月10日現在で八代市国民健康保険に3か月以上加入している人
- ②平成24年7月31日現在で国保税の滞納がない世帯の人
- ③平成24年9月10日現在で満30歳以上75歳未満の人
- ④受診結果等について、八代市の保健事業に活用することを承諾できる人
- ⑤平成24年4月～9月(前期)の脳ドックを受診(予定を含む)していない人

※受診当日、八代市国民健康保険に加入していない場合(社会保険加入等)は受診できません。

●特定健診とは、内臓脂肪型肥満に着目した健康診査です。40歳以上75歳未満の方が対象となります。生活習慣病は国民医療費の約3割で、死因別死亡割合も6割を占めています。そこで、特定健診によって生活習慣病の発症のリスクを確認し、生活習慣を見直し、医療費の適正化を図ります。毎年、特定健診を受けることが重要です。八代市では、いつまでも健康でいていただくために特定健診受診率向上を目指しています。

【特定健診に関するお問合せ先:はつらつ健康課 TEL 32-7200】

募集人数:合計 360人 受診期間:平成24年10月～平成25年1月まで

## 申し込み方法

- (1)郵便ハガキ又は封書のみでの受付となります。次の(2)の項目を記載して投かんしてください。お一人様一通のみ有効となります。医療機関は右の表の5医療機関から選びください。
- (2)①郵便番号、住所、②氏名(ふりがな)、③生年月日、④電話番号 ⑤希望する医療機関(第一希望のみを記載してください)(下記参照)

申込ハガキの書き方(封書についても記載項目は同様です。)

866-8601 八代市役所 国保ねんきん課 脳ドック申込	① 郵便番号 住所 ② 氏名(ふりがな) ③ 生年月日 ④ 電話番号 ⑤ 希望する医療機関 (第一希望のみ記載)
--	--

## 抽選方法など

- (1)コンピュータによる無作為抽出方式
- (2)抽選結果は圧着ハガキで平成24年9月29日迄に、ご本人宛に発送いたします。
- (3)当選された人は、直接、医療機関へ電話等で検査日等を御予約ください。

## 注意事項

- (1)記載事項に不備がある場合や申込条件を満たさない場合は**無効**となります。
- (2)申込は電話や窓口では受け付けられません。**ハガキ又は封書で郵送**にて、お申込みください。

◆検査項目の詳細い内容等は直接、医療機関へお尋ねください。

申し込み期限 平成24年9月10日(月)消印有効

申し込み先 〒866-8601 八代市役所 国保ねんきん課 脳ドック申込

お問合せ:八代市役所 国保ねんきん課 ☎33-4113(直通)

## 脳ドックを実施する医療機関と費用や検査項目

医療機関	鶴田 胃腸科内科 日置町 TEL31-5000	桜十字 八代病院 (田岡川病院) 通町 TEL32-7158	八代 総合病院 松江城町 TEL35-9196	熊本 労災病院 竹原町 TEL33-4151	放射線科・内科 まきた クリニック 竹原町 TEL45-9120
受入可能人数	80人	110人	150人	50人	80人

### I: 昭和48年3月31日以前にお生まれの方(特定健診相当分は助成有)

検査費用	合計	33,740円	32,740円	36,750円	44,625円	35,740円
	脳ドック	28,000円	25,000円	30,450円	38,850円	28,000円
特定健診	7,740円	7,740円	6,300円	5,775円	7,740円	
助成額	合計	21,940円	21,940円	20,500円	19,975円	21,940円
	脳ドック	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円
特定健診	6,940円	6,940円	5,500円	4,975円	6,940円	
自己負担額	合計	13,800円	10,800円	16,250円	24,650円	13,800円
	脳ドック	13,000円	10,000円	15,450円	23,850円	13,000円
特定健診	800円	800円	800円	800円	800円	

### ※II: 昭和48年4月1日以降にお生まれの方(特定健診相当分は助成無)

検査費用	28,000円	25,000円	36,750円	44,625円	28,000円
助成額	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円
自己負担額	13,000円	10,000円	21,750円	29,625円	13,000円

検査項目等	脳ドック	特定健診 (熊本労災病院は、特定健診と同様の検査)	鶴田 胃腸科内科	桜十字 八代病院 (田岡川病院)	八代 総合病院	熊本 労災病院	放射線科・内科 まきた クリニック
検査日	月～金曜日 (祝日除く)	月～土曜日 (祝日除く)	月～金曜日 (祝日除く)	月～土曜日 (祝日除く)	月～金曜日 (祝日除く)	月・火・金曜日 (祝日除く)	月～土曜日 (祝日除く)

### 昭和48年3月31日以前にお生まれの方へ

- 鶴田胃腸科内科・桜十字八代病院・まきたクリニックにつきましては、すでに特定健診を受診された方は、脳ドックのみの受診となります。
- 八代総合病院及び熊本労災病院につきましては、特定健診部分の検査項目がセットになっていますので、すでに特定健診を受診された方も、同様の検査項目を受診していただけます。

★熊本労災病院では、通常、特定健診は行われていませんが、脳ドックを受検される場合は特定健診と同様の検査と、インボディ測定及び健康指導を受けていただくこととなりますので、特定健診を受診されたものとさせていただきます。